

<別表> ※時短した期間が「R3.7.30以降～R3.9.12」の場合に、本別表を使用してください。

店舗名

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法【ピンク色のセルが記入する箇所です。】

① 「店舗のある市町村」・「時短した期間」の入力

店舗のある市町村					
時短した期間		から	R3.9.12	まで	日間

② 売上高の入力

令和元年8～9月売上高(税抜)		円	a
令和2年8～9月売上高(税抜)		円	b

③ 協力金額の算出

「a、b」いずれか高い方

$$\frac{\text{[]}}{61} \times 0.4 = \text{[c]}$$

(参照月の日数) (係数)

$$\frac{\text{[]}}{61} \times 0.3 = \text{[d]}$$

(係数)

<ul style="list-style-type: none"> ・40,000円未満は「40,000円」 ・千円未満は切り上げ 	c	⇒	「緊急事態宣言」区域・期間	e
<ul style="list-style-type: none"> ・30,000円未満は「30,000円」 ・千円未満は切り上げ 	c	⇒	「まん延防止等重点措置」区域・期間	f
<ul style="list-style-type: none"> ・25,000円未満は「25,000円」 ・千円未満は切り上げ 	d	⇒	「その他」区域・期間	g

(1) 「緊急事態宣言」区域・期間

$$\text{[e]} \times 24 = \text{[h]}$$

(1日あたりの協力金額) (時短日数) (1)の協力金額

(2) 「まん延防止重点措置」区域・期間

$$\text{[f]} \times \text{[]} = \text{[i]}$$

(1日あたりの協力金額) (時短日数) (2)の協力金額

(3) 「その他」区域・期間

$$\text{[g]} \times \text{[]} = \text{[j]}$$

(1日あたりの協力金額) (時短日数) (3)の協力金額

h+i+j

協力金支給額

<別表（裏面）> 必ずご一読ください。

<別表> 売上高方式の使用方法・注意点

<注意点>

- ・売上高は税抜きとなります。
- ・売上高については、テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。
- ・本別表は下限度より大きい金額で申請される方のみ提出をしてください。
- ・本別表は、時短した期間が「令和3年7月30日から令和3年9月12日まで」で申請される方が使用してください。

<使用方法>

「①「店舗のある市町村」・「時短した期間」の入力」について

- ・店舗のある市町村をプルダウンから選択してください。
- ・時短した期間の「開始日」をプルダウンから選択してください。

「② 売上高の入力」について

- ・令和元年又は令和2年8、9月売上高を記載してください。

【必要な添付書類（令和元年又は令和2年のもの）】

<法人の場合>

- 法人税の確定申告書別表一の控え
- 売上帳等の帳簿の写し

<個人事業主の場合>

- 所得税の確定申告書第一表の控え
- 売上帳等の帳簿の写し

※確定申告書第一表の控えは追加申請の場合は提出不要です。

「③ 協力金額の算出」について

- ・1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の売上高÷対象月の日数×0.4」、その他区域以外では「令和元年又は令和2年時短要請月と同じ月の売上高÷対象月の日数×0.3」です。
- ・上限は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では100,000円、その他区域では75,000円となります。
- ・下限は、緊急事態宣言区域では40,000円、まん延防止重点措置区域では30,000円、その他区域では25,000円となります。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

<別表> ※時短した期間が「R3.7.30以降～R3.9.12」の場合に、本別表を使用してください。

店舗名

売上高減少方式により申請する大企業・中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法【ピンク色のセルが記入する箇所です。】

① 店舗のある市町村の入力

店舗のある市町村						
時短した期間		から	R3.9.12	まで		日間

② 売上高の入力

令和元年8～9月売上高(税抜)		円	a
令和2年8～9月売上高(税抜)		円	b
令和3年8～9月売上高(税抜)		円	c

③ 協力金額の算出

令和元年又は令和2年の8～9月売上高から令和3年8～9月売上高を差し引いた額		円	d
--	--	---	---

(a又はbのいずれか高い方-c)

(1)「緊急事態宣言・まん延防止重点措置」区域・期間

d	÷	61	×	0.4	=	e
		(参照月の日数)		(係数)		※千円未満切り上げ
e	×	24	=	f		
(1日あたりの協力金額)		緊急事態宣言(日数)		協力金額(緊急事態宣言)		
	×		=	g		
		まん延防止(日数)		協力金額(まん延防止)		

(2)「その他」区域・期間

(a又はb いずれか高い方)	÷	61	×	0.3	=	h
		(参照月の日数)		(係数)		
(e又はh いずれか低い方)	×		=	i		
		(時短日数)		協力金額(その他)		

f+g+i	協力金支給額	
-------	--------	--

<別表（裏面）> 必ずご一読ください。

<別表> 売上高減少方式の使用方法・注意点

<注意点>

- ・売上高は税抜きとなります。
- ・売上高については、テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。
- ・本別表は大企業（飲食業においては資本金5,000万円、従業員50人より多い企業）又は売上高減少額の大きい中小企業等の方が提出してください。
※中小企業等は原則、売上高方式となります。
- ・本別表は、時短した期間が「令和3年7月30日から令和3年9月12日まで」で申請される方が使用してください。

<使用方法>

「①「店舗のある市町村」・「時短した期間」の入力」について

- ・店舗のある市町村をプルダウンから選択してください。
- ・時短した期間の「開始日」をプルダウンから選択してください。

「② 売上高の入力」について

- ・令和元年又は令和2年8、9月の売上高を記載してください。

【必要な添付書類（令和元年又は令和2年のもの）】

<法人の場合>

- 法人税の確定申告書別表一の控え ○売上帳等の帳簿の写し

<個人事業主の場合>

- 所得税の確定申告書第一表の控え ○売上帳等の帳簿の写し

※確定申告書第一表の控えは追加申請の場合は提出不要です。

- ・令和3年8、9月売上高を記載してください。

- ・売上帳等の帳簿により記載してください。

【必要な添付書類（令和3年のもの）】

- 売上帳等の帳簿の写し

「③ 協力金額の算出」について

- ・1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「1日当たりの売上高減少額×0.4」です。その他区域では「1日当たりの売上高減少額×0.4」又は「令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方です。
- ・計算の結果、1日あたりの協力金額が200,000円を上回る場合は、200,000円（上限）となります。下限はありません。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。